

## 甲府市農業委員会 9月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年9月28日（水曜日）午後2時00分から午後2時40分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 渡邊 初男    2 番 小松 芳彦    3 番 菊島 建    4 番 池田 哲郎  
5 番 落合 洋子    6 番 關野 登    8 番 後藤 良仁    9 番 土屋 三千雄  
10 番 越石 和昭    11 番 小澤 博    12 番 山村 忠弘    13 番 雨宮 洋文  
14 番 末木 瑞夫    15 番 矢崎 正勝    16 番 塚田 泰英

4. 欠席委員（1名）

### 【農業委員】

7 番 田中 由美

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 青木 進  
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条による競・公売適格証明願について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 納税猶予に関する適格者証明願について  
議案第5号 令和4年10月告示分農用地利用集積計画の承認について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第4号 返納届について

報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和4年9月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中18名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会9月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、9月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、3番の菊島 建委員と、4番の池田 哲郎委員にお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第3条許可申請は、無償移転が1件、ございまして、譲受人は、第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

譲受人は、譲渡人の〇〇にあたり、すでに申請地の〇〇を保有していますが、残りの〇〇を〇〇により譲受たいとのことでした。

譲受人の現在の経営面積は、〇〇㎡で、取得後の面積は変わらず、所有権が移転する申請となります。申請地には〇〇を行なう計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つぎに、議案第 2 号 農地法第 5 条による競・公売適格証明願について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

議案書 2 ページの 1 番、地図は、1 ページの 5 条 No.1 「競・公売適格証明願」をご覧ください。

今回の願出人は、競売地を〇〇として転用したいという方の 5 条の資格審査を求めるものです。また、競売落札者となった場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決決裁となります。

競売地の所在、地目、面積、願出人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

願出人は、〇〇で〇〇している方の〇〇であり、〇〇に伴い、〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、競売地が立地条件に適していることから取得し、〇〇として利用したいとのことでした。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○上曾根地区（小澤委員）

たびたび〇〇が挙がってくる場所で、よほど〇〇にとって〇〇だと思います。〇〇してくれればと思います。特段問題はございません。よろしくご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（西名会長）

他にはいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号 農地法第 5 条による競・公売適格証明願について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 2 号については、決定し、証明書の交付をしてまいります。

つぎに、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 5 件、使用貸借が 1 件、計 6 件となります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 2 ページの 5 条 No.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸付人、借受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。借受人は、貸付人の〇〇であり、現在の〇〇になったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書 2 番、地図は 3 ページの 5 条 No.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

こちらは、〇〇により、譲渡人の〇〇が、譲受人に、〇〇する内容になります。

昭和〇〇年代当時、〇〇を中心とした〇〇の改修が県の工事として行われ、譲受人の〇〇が、その改修工事に〇〇し〇〇を行いました。

平成〇〇年〇〇月に〇〇さんが土地を〇〇していますが、〇〇ため、〇〇して、この度、改めて5条申請の提出になります。

なお、申請地には、〇〇が既に建築済となっています。

続きまして、議案書3番及び、4ページの4番、地図は4ページの5条No.3、No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は、申請地〇〇側で〇〇しており、〇〇に伴い、〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書5番、地図は5ページの5条No.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書6番、地図は6ページの5条No.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇において〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し、〇〇に転用したいとのことです。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。議案第3号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第3号については、決定します。こ

の議案のうち、1000 m<sup>2</sup>以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は1000 m<sup>2</sup>未満ですので許可書を交付して参ります。つぎに、報告第1号から第4号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書5ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

6ページからは令和4年8月17日から令和4年9月12日までに受理しました市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第4号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思えます。

つづいて、議案第4号 納税猶予に関する適格者証明願いについて審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第4号、納税猶予に関する適格者証明願いについて説明します。

農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。

農業者であった被相続人より令和〇〇年〇〇月〇〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。

申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、〇〇月〇〇日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを提出してきたところです。

このため、〇〇月〇〇日に地元農業委員の菊島委員、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は申請者の〇〇にあり、〇〇をおこなっております。

また、申請人は以前から被相続人と〇〇とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことでした。

以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から 説明が終わりました。

議案第 4 号についても、特にご質問の報告は受けておりませんので、採決させていただきます。

議案第 4 号 納税猶予に関する適格者証明願いについて、賛成の方は挙手をしてください。

〈 全員賛成 〉

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 4 号については、適格者証明書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 5 号令和 4 年 10 月告示分農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第 5 号農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第 5 号の所有権移転 1 番の案件は、土屋委員が関係する案件、利用権設定 11 番の案件は小松委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 5 号のうち、所有権移転 1 番と利用権設定 11 番を除いた案件及び報告第 5 号について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 5 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 1 件、新規設定 5 件、再設定 9 件、計 15 件の申し出がありました。

議案書 12 ページの表は、所有権移転です。

中道北地区からの申し出がありまして、面積は 644 m<sup>2</sup>です。

議案書 14 ページの表は、新規設定です。

甲運・山城・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 23,144 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 4 年度の目標面積 113,400 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 83,538 m<sup>2</sup>、達成率は 74%です。

続いて 15 ページの表は、再設定です。

相川・里垣・甲運・山城地区からの申し出があり、合計面積は 10,857 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和 4 年度の目標面積 280,700 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 52,999 m<sup>2</sup>、達成率は 19%です。

16 ページ 1 番から 18 ページ 5 番は新規設定です。

18 ページ 6 番から 22 ページ 14 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規参入法人の案件を読み上げさせていただきます。また、13 ページ 1 番、21 ページ 11 番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。

新規参入法人の案件を説明します。借り手が同じ 3 つの案件を同時に説明いたします。16 ページ 2 番から 18 ページ 4 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借手は、〇〇で〇〇と〇〇を行っている個人が〇〇したもので、今後も引き続き〇〇と〇〇を行います。個人としての現在の経営農地は、〇〇に〇〇㎡を有しており、〇〇の認定も受けております。今後は、〇〇と〇〇を増やす予定です。また、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しており、年間 300 日農業に従事する予定であるため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 23 ページから 24 ページをご覧ください。

今月は 4 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、利用権設定の 2 番から 4 番の案件について、山城地区 關野委員から補足説明をお願いします。

#### ○山城地区（關野委員）

事務局の説明のとおりです。直売所で〇〇の販売をしています。今回〇〇して地域の農業の振興を進めていくということでございます。

#### ○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号の案件のうち所有権移転の 1 番と利用権設定の 11 番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。賛成多数ですので、議案 5 号のうち所有権移転の 1 番と利用権設定の 11 番を除いた案件について決定して参ります。

また、報告第 5 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。それでは、土屋委員のご退席をお願いします。

【 土屋委員 退席 】

つづきまして、議案第 5 号のうち、所有権移転の 1 番について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

13 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人、譲受人、所在、地目、面積、利用目的については、記載のとおりです。譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に 300 日間、農業に従事しており、〇〇で〇〇㎡を耕作しています。

譲渡人から農地を購入してくれないかと相談があり、条件も良い農地であったため、〇〇を図り、〇〇することとなりました。利用目的は、〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

○議長（西名会長）

それでは、所有権移転の 1 番の案件について、右左口・上九地区 柿嶋職務代理から補足説明をお願いします。

○右左口・上九地区（柿嶋職務代理）

事務局の説明のとおりですが、経過説明といたしまして、〇〇さんの方から〇〇さんに〇〇との依頼がありました。〇〇さんは〇〇という〇〇もあるので〇〇と言いました。しかし、〇〇さんは〇〇さんに〇〇だということで所有権移転が成立しました。以上です。

○議長（西名会長）

地元委員から説明が終わりました。

こちら事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 5 号のうち、所有権移転の 1 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、土屋委員はご着席をお願いします。

つづきまして、小松委員のご退席をお願いします。

【 小松委員 退席 】

つづきまして、議案第 5 号のうち、利用権設定の 11 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 21 ページ 11 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちら事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 5 号のうち、利用権設定の 11 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、小松委員はご着席をお願いします。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 質問・意見無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

**【5. 総会閉会の宣言】**

以上をもちまして、9月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後2時40分 閉会